開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君）　おはようございます。

　　ただいまの出席議員数は12人であります。

　　よって、定足数に達しております。

　　これより本日の会議を開きます。

　　本日の会議は、議事日程第３号により進めてまいります。

────────────────────────────────────────────

◎議案第８０号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第１、議案第80号　七滝活性化拠点センター設置条例の制定についてを議題といたします。

　　本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

　　委員長。

〔産業教育常任委員長　亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君）　おはようございます。

　　議案第80号　七滝活性化拠点センター設置条例の制定についての報告書。

　　１、議案の要旨。

　　七滝活性化拠点センターを設置するため、条例を制定しようとするものであります。

　　２、議案可決の理由。

　　本議案は、産業の発展と町の活性化のために新規事業の創出を支援し、地域の振興及び福祉の向上に寄与するものであり、妥当なものであります。

　　よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

　　少数意見の留保はありませんでした。

　　上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第80号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　本件に対する委員長の報告は可決であります。

　　議案第80号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第８６号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第２、議案第86号　金属鉱業研修技術センター職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

　　本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

　　委員長。

〔産業教育常任委員長　亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君）　議案第86号　金属鉱業研修技術センター職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

　　１、議案の要旨。

　　金属鉱業研修技術センター職員住宅の空室を町単独住宅に用途変更するために、条例の一部を改正しようとするものであります。

　　２、議案可決の理由。

　　本議案は、金属鉱業研修技術センター職員住宅の空室を、町民等の入居希望者向けに活用するために用途を廃止するものであり、妥当なものであります。

　　よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

　　少数意見の留保はありませんでした。

　　上記のとおり小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第86号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　本件に対する委員長の報告は可決であります。

　　議案第86号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第86号は委員長の報告のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第８７号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第３、議案第87号　小坂町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

　　本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

　　委員長。

〔産業教育常任委員長　亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君）　議案第87号　小坂町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

　　議案の要旨。

　　町単独住宅の用途廃止及び、金属鉱業研修技術センター職員住宅の一部を町単独住宅に用途変更するために、条例の一部を改正しようとするものであります。

　　議案可決の理由。

　　本議案は、町単独住宅の用途廃止および金属鉱業研修技術センター職員住宅を町民等の入居希望者向けに活用するために、住宅戸数を改正するものであり、妥当なものであります。

　　よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

　　少数意見の留保はありませんでした。

　　上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第87号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　本件に対する委員長の報告は可決であります。

　　議案第87号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第87号は委員長の報告のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第８９号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第４、議案第89号　平成30年度小坂町一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

　　１番。

○１番（鹿兒島　巖君）　教育費の中で、小坂小学校の教室エアコン設置の予算が計上されております。

　　これは、一般質問でも伺いましたけれども、国からの交付金も確定できるということで一安心しているわけでありますが、そこで伺いますけれども、一般的に普通教室を中心にというお話を聞いておりました。

　　しかし、小学校の中には、例えば音楽室、小坂小学校の場合は２つございます。また、図工美術室あるいは技術工作室や理科室、そういう特別教室もございます。さらには、学習室が６室あるわけでありますが、こういったエアコンの今回の設置は、全ての教室あるいはそのほかの、ホール等もありますけれども、どこまでの設置を考えているのか、全ての教室等々について設置ができるのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（目時重雄君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（上野節子君）　今回提出した補正に関しましては、普通教室と学習室になっています。特別教室は除外してということでの今回の計上になっていますが、特別教室につきましても、今後検討は必要かなとは思うのですが、まず、普通教室を優先したというのが、子供の一番長くいる時間を想定して、それから、特別教室につきましては、担当の先生はほとんどいらっしゃることになるかもしれませんが、子供たちが利用するということを考えると、時間が少し少ないかなということで、まずは普通教室と学習室を優先させました。

　　今後、学習室の頻度とかは考えながら、特別教室がいいのか、そこら辺はまだちょっと調整はする可能性がありますけれども、その後、必要であれば改めてまた、学校と相談しながら考えていきたいと思います。

○議長（目時重雄君）　１番。

○１番（鹿兒島　巖君）　ぜひ、使用頻度は少ないのかもしれませんけれども、普段いるのは普通教室あるいは学習室ということでありますが、ぜひ他の施設についても、できれば次年度には設置できるような努力をぜひお願いをしておきたい。

　　あるいは、職員室等もございます、そういったところについての設置もぜひよろしくお願いをしたいと思います。

　　以上であります。

○議長（目時重雄君）　そのほか質疑ございませんか。

　　４番。

○４番（亀田利美君）　２点ちょっとお聞かせください。

　　農林のほうですけれども、５目の補助金の関係ですが、これ、機構集積協力金ということで、140万円計上になっていますけれども、これは多分機構から譲渡して貸し手か借り手、そちらのほうへ回る協力金だと思いますが、これについて、面積とか、それと件数、どのぐらいあるんでしょうか。そして場所はどこの場所なのでしょうか。

○議長（目時重雄君）　観光産業課長。

○観光産業課長（安保明彦君）　この中身としては、経営転換協力金ということで、やはり経営からリタイアして担い手の方にお任せするという方に向けての経営転換協力金ということで、出し手の方に回る、これは交付金という形になります。

　　地域としては、全町的にこういう制度がありますということでご案内はしていますけれども、主なものとしては、やはり今回大谷地区の関係に係る方のほうが大部分の方という形になります。

　　今回補正で、上げさせていただいたものについては、今年度ＰＲ、こちらのほうを改めて地域のほうにＰＲしていったところ、大谷地区を中心に経営転換を考えてリタイヤするという方がふえましたので、その不足分ということで、今回の補正の分については一応11戸の分の方の分を見積もっております。

○議長（目時重雄君）　４番。

○４番（亀田利美君）　これ面積的にはどのぐらいのものですか。

○議長（目時重雄君）　観光産業課長。

○観光産業課長（安保明彦君）　細かいところにつきまして、今、手元にございませんけれども、基本的に今回経営転換という形で、判断された方につきましては、５反歩以下の方が多いです。

○議長（目時重雄君）　４番。

○４番（亀田利美君）　この機構を通しての貸し借りが今後ふえていくとは思うんですが、町としては、積極的なＰＲをして、将来的には大谷地区の基盤整備、これの早期完成というようなものに、まず、努力していただきたい。それを要望しておきます。

　　次に、毎回補正に出てくるわけですけれども、あけぼのレールパーク事業、これにも修繕ということで200万円計上されているわけですけれども、この場所、場所というかどの車両でどういうふうな修繕をするのか、その辺ちょっとお知らせ願います。

○議長（目時重雄君）　観光産業課長。

○観光産業課長（安保明彦君）　今回の修繕の内容ですけれども、こちらのほうは、Ａ寝台とＢ寝台両方にかかるものがございます。

　　Ａ寝台につきましては、エアコンの風量等の調節、こちらのほうがその機器のほうがふぐあいが生じておりますので、こちらＡ寝台のうち４カ所の部分についての内容でございます。

　　それから、Ｂ寝台、こちらのほうにつきましては、これは雨漏り等が発生しておりまして、こちらのほうにつきましても、車両のうち４カ所の部分が該当するところで、合計８カ所という形になっております。

○議長（目時重雄君）　４番。

○４番（亀田利美君）　このＡ寝台、Ｂ寝台含めて毎回のように修繕費が出てくるわけなのだけれども、これ、今後なくなるということはないと思うんです。修繕、その都度出てくると思うんです。その都度、町はこれに対して補正を組んで、修繕を重ねていくのか、その辺はどうなっているんでしょうか。

　　例えば、営業利益が出ていない中で、努力はしているんでしょうけれども、こういう雨漏りの修繕とか窓枠の修繕とかいろいろ出てくるんですけれども、これは、町でやっぱりやってあげなきゃならないことでしょうか、それとも、指定管理者になっているまちづくり会社が努力して営業収益の中で、本来はやるべきものではないのかなと思うんですが、その辺の解釈はどうでしょうか。

○議長（目時重雄君）　観光産業課長。

○観光産業課長（安保明彦君）　ほかにも指定管理でやっていただいている施設等がございますけれども、これまでのところ、指定管理をしていただくに当たりましては、小破修繕の部分については、指定管理者のほうでやっていただくと。

　　やはり１つの基準としては、10万円を超えるようなさらにもっと大きくなるような修繕等につきましては、町のほうで修繕すると、そういう形で運用をさせていただいております。

　　なお、今回の修繕につきましては、これまでいろいろと原因等探ってきた中で、まず、今回のこれをもって一定のところまではカバーできるものと考えておりますが、やはり中古の資産ではございますので、ちょっと想定外のところが出てくるのかどうか、この辺につきましてはちょっと正直、今、これまでのところでは、これで一通りの物になるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（目時重雄君）　４番。

○４番（亀田利美君）　今回は、ことしは、あけぼのの移動はなく、２号トンネルのほうへ入れないということであって、こちらのほうへ駅校舎の車庫の中へ入っているということで管理するということになっていますけれども、今、課長が話した今後の修理はほとんど出てこないでしょうというような答弁に聞こえたのだけれども、これは、私は出ると思うんです。

　　何かありますか。

○議長（目時重雄君）　観光産業課長。

○観光産業課長（安保明彦君）　すみません、言葉が足りませんでした。

　　今、あけぼのの車両についてということでお話させていただきましたけれども、今後ということにつきましては、やはり線路の枕木、こちらのほうの修繕の対応は考えております。

○議長（目時重雄君）　４番。

○４番（亀田利美君）　線路の枕木の交換は考えているということでしょうか。

　　すると、まだまだこの事業に関しては、取り組んでいくと。多少金額は張ってもこの事業は進めていくというお考えだと思うんですが、果たしてこの事業を継続してやった場合に、過去４年間見てきても、中身は全くなっていない、そしてまた、この事業をやるに当たって当初の計画は、観光にも結びつくだろうと。まちなか観光もあるでしょう、経済効果が相当生まれる、期待して取り組んだ事業なのだけれども、果たしてこれは、現在までに、当初の計画した町の活性化になっているのか、経済効果は本当に生まれているのか。

　　その辺を、町長、このまま続けていくのであればその辺の見通しを立てていただきたいと思いますし、あなたが最初に言った言葉は、最低でも黒字、２年目からは黒字、グランドオープンしたときは、これは日数も少ないのでしようがない、27年、28年、これを見ても黒字にはなっていないのです。今後どういう計画で黒字にもっていってこれを維持管理して継続していくのか、その考えをお知らせ願います。

○議長（目時重雄君）　町長。

○町長（細越　満君）　今のご質問でありますけれども、まず、今年度については、寝台のほう、宿泊の関係については黒字ということで伺っています。

　　また、今の、広域で頑張っております秋田犬ツーリズム等々の関係でも、やっぱり宿泊施設というのは、目玉となっております。

　　できる限り、税金を使わない方法で考えていかなければならないと思っておりますので、今までは赤字でありましたけれども、極力縮めていけるように努力していきたいと思います。

○議長（目時重雄君）　４番。

○４番（亀田利美君）　今年度は前年度に比較して、190人ぐらいは宿泊客が伸びていると聞いています。

　　それで、私、毎年赤字だったら、昨年も話したんですが、やはり見切りをつけたほうがいいんじゃないのということを話したんですが、ある方では、赤字でも続けたほうがいいんじゃないのという方もおります。この辺の判断が難しいわけですけれども、これやはり赤字の幅というか金額というか、これが大きくなると、続けていっても町民に迷惑のかかること。結構各地域から要望事項がいっぱいあります。その対応も遅れて後手後手になっています。

　　こうやって、例えば、この1,200万円の指定管理費、これを収入に入れているわけですけれども、それがちょっと出たぐらいの1,200万円から200万円ちょっとぐらいの黒字計上になっているのかもしれないけれども、そうなると、1,000万円は、これは赤字とこういうふうに見たほうがいいと思うんだけれども、その金額は、はっきりしたものは私どもいただいていないのでわからないのだけれども、ここまで４年間の累計の赤字というのはどのぐらいになるのですか。

○議長（目時重雄君）　観光産業課長。

○観光産業課長（安保明彦君）　すみません、今、手元には資料ございませんので、それはすぐ調べてお渡しいたします。

○議長（目時重雄君）　４番。

○４番（亀田利美君）　課長には大変申し訳ないのですが、あなたの場合は、いつも資料は後でと、こういうふうな対応をするわけですけれども、委員会でもこういう話が出ていたわけですので、そういうふうな質問来ると思ったら、大体の書類というのは、数字とかそういうのは把握していただきたいと思います。

　　毎回後で提出されても、本会議の中でこれは質問しなくてはならないと思いますので、隠し事のないようにして、出していただきたいと、また、その資料に基づいて委員会も開催して中身を検討したいと、こう思いますので、今後そのようにしていただきたいと思います。

　　終わります。

○議長（目時重雄君）　そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。

　　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第89号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第89号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第９０条の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第５、議案第90号　平成30年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第90号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第90号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第９１号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第６、議案第91号　平成30年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第91号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第91号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第９２号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第７、議案第92号　平成30年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第92号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第92号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第９３号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第８、議案第93号　平成30年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第93号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第93号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第９４号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第９、議案第94号　平成30年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第94号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第94号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第９５号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第９、議案第95号　平成30年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第95号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第95号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第９６号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第11、議案第96号　平成30年度小坂町水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第96号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第96号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第９７号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第12、議案第97号　平成30年度小坂町下水道事業特別会計への繰入れについてを議題といたします。

　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第97号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第97号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎請願第１号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第13、請願第１号　国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書についての報告書を議題といたします。

　　本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

　　委員長。

〔総務福祉常任委員長　椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君）　請願第１号　国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書についての報告書。

　　１、請願の要旨。

　　消費税増税中止を求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

　　２、請願不採択の理由。

　　消費税増税については、平成24年８月に社会保障と税の一体改革関連法が成立しております。

　　現行の社会保障制度を安定して継続していくためには、消費税の引き上げもやむを得ないものであります。

　　よって、当委員会は賛成少数で不採択とすべきものと決した次第であります。

　　少数意見の留保はありませんでした。

　　上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

　　１番。

○１番（鹿兒島　巖君）　国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願であります。

　　私は、本請願の趣旨に賛同し紹介議員となった立場から、採択すべきという立場で討論をしたいと思います。

　　請願は、消費税が８％へ増税されたことによって、個人消費が戦後初めて２年連続のマイナスとなっておりました。この増税とあわせて、年金カット、医療介護などの社会保障費の負担増、そして、賃金の実質低下、物価上昇の三重苦が起こったわけであります。そして、これ以上の増税に耐えられないという請願者の思いは、十分理解できるものであります。

　　加えて、税率引き上げと同時に実施を狙う軽減税率には、週２回発行の新聞と食料品には税率８％としておりますけれども、特に、食料品に関しては、例えば、買うものが食料品かそれ以外か、買う場所が大企業のお店か中小企業のお店かあるいはコンビニエンスストアかの違い、また、買い方が現金かクレジットカードかなどの違いによって、その税率が10％、８％、６％、５％、３％、こういう５段階になる非常に複雑なものになっている。

　　こういうことから、現在、この状況に対して、国民の多くの方々が、線引きの複雑さや曖昧さで混乱がおさまらない状況になっていると考えております。そして、さらにその仕組みが実務の複雑さとなり、小規模零細業者には耐えがたい負担となって、今回はこの請願者農民組合の方々は、農業の方々もこれに耐えられないという訴えをされているわけであります。

　　さらに、インボイスの問題などが重大な問題点があると指摘されているわけでありまして、この指摘については十分理解できるところであります。

　　本請願は、小坂町民の暮らし向きとも不可分の問題であり、町民の暮らしを支える役割を担う議会としては、この趣旨を理解し採択し政府に再送付すべきものと考え、賛成討論とさせていただきます。

　　以上であります。

○議長（目時重雄君）　そのほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより請願第１号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　この請願に対する委員長の報告は不採択であります。

　　よって、小坂町議会先例集第104号により請願の原案についてを採択いたします。

　　この請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（目時重雄君）　起立少数であります。

　　よって、請願第１号は不採択とすることに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎陳情第８号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第14、陳情第８号　安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のため国に対し意見書の提出を求める陳情についての報告書を議題といたします。

　　本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

　　委員長。

〔総務福祉常任委員長　椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君）　陳情第８号　安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のため国に対し意見書の提出を求める陳情についての報告書。

　　１、陳情の要旨。

　　安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のための意見書を国に提出していただきたいというものであります。

　　２、陳情採択の理由。

　　医療や介護現場での人手不足は深刻な状況にあることから、国民誰もが安心して医療・介護を利用できるような体制の改善は、国が責任を持って行うべきものであります。

　　よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

　　少数意見の留保はありませんでした。

　　上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより陳情第８号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

　　陳情第８号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、陳情第８号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎意見書案第６号の上程、採決

○議長（目時重雄君）　日程第15、意見書案第６号　安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員を求める意見書提出についてを議題といたします。

　　お諮りいたします。

　　本件意見書は、さきの陳情第８号の採択によって国に意見書を提出しようとするものであります。

　　よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

　　これより意見書案第６号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　意見書案第６号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、意見書案第６号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎陳情第９号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第16、陳情第９号　「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のために国に対し意見書の提出を求める陳情についての報告書を議題といたします。

　　本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

　　委員長。

〔総務福祉常任委員長　椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君）　陳情第９号　「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のために国に対し意見書の提出を求める陳情についての報告書。

　　１、陳情の要旨。

　　介護労働者の労働環境及び処遇の改善のために意見書を国に提出していただきたいというものであります。

　　２、陳情採択の理由。

　　超高齢化を迎える中で、実効性のある介護の人材確保・離職防止対策を確立するためには、介護労働者の労働環境及び処遇の改善は、国の負担で対処すべきものであります。

　　よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

　　少数意見の留保はありませんでした。

　　上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより陳情第９号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

　　陳情第９号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、陳情第９号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎意見書案第７号の上程、採決

○議長（目時重雄君）　日程第17、意見書案第７号　「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のための意見書提出についてを議題といたします。

　　お諮りいたします。

　　本意見書案は、さきの陳情第９号の採択によって国に意見書を提出しようとするものであります。

　　よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

　　これより意見書案第７号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　意見書案第７号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、意見書案第７号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎陳情第１０号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第18、陳情第10号　看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設のため国に対し意見書の提出を求める陳情書についての報告書を議題といたします。

　　本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

　　委員長。

〔総務福祉常任委員長　椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君）　陳情第10号　看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設のため国に対し意見書の提出を求める陳情書についての報告書。

　　１、陳情の要旨。

　　看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設のための意見書を国に提出していただきたいというものであります。

　　２、陳情採択の理由。

　　安全・安心の医療・看護体制を確保するためには、全国を適用対象とした看護師の最低賃金の新設を、国の責任で行うべきものであります。

　　よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

　　少数意見の留保はありませんでした。

　　上記のとおり小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより陳情第10号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

　　陳情第10号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、陳情第10号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎意見書案第８号の上程、採決

○議長（目時重雄君）　日程第19、意見書案第８号　看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書提出についてを議題といたします。

　　お諮りいたします。

　　本意見書案は、さきの陳情第10号の採択によって国に意見書を提出しようとするものであります。

　　よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

　　これより意見書案第８号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　意見書案第８号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、意見書案第８号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎陳情第１１号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第20、陳情第11号　75歳以上の後期高齢者医療自己負担を２割にしないことを国に求める陳情書についての報告書を議題といたします。

　　本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

　　委員長。

〔総務福祉常任委員長　椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君）　陳情第11号　75歳以上の後期高齢者医療自己負担を２割にしないことを国に求める陳情書についての報告書。

　　１、陳情の要旨。

　　75歳以上の後期高齢者医療自己負担を２割にしないための意見書を国に提出していただきたいというものであります。

　　２、陳情採択の理由。

　　高齢者の厳しい生活が強いられている中、医療費自己負担２割化は、医療機関の利用を制限し、高齢者の命にかかわることから反対であります。

　　よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

　　少数意見の留保はありませんでした。

　　上記のとおり小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより陳情第11号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

　　陳情第11号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、陳情第11号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎意見書案第９号の上程、採決

○議長（目時重雄君）　日程第21、意見書案第９号　75歳以上の後期高齢者医療自己負担を２割にしないことを求める意見書提出についてを議題といたします。

　　お諮りいたします。

　　本意見書案は、さきの陳情第11号の採択によって国に意見書を提出しようとするものであります。

　　よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

　　これより意見書案第９号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　意見書案第９号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、意見書案第９号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎陳情第１２号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第22、陳情第12号　介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める陳情書についての報告書を議題といたします。

　　本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

　　委員長。

〔総務福祉常任委員長　椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君）　陳情第12号　介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める陳情書についての報告書。

　　１、陳情の要旨。

　　介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善のために意見書を国に提出していただきたいというものであります。

　　２、陳情採択の理由。

　　高齢化が一層進展していく中で、経済的な心配をすることなく、必要な介護サービスが利用できる制度の見直しや安心して介護をしていただけるための介護従事者の条件整備は、全ての高齢者、国民の願いであります。

　　よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

　　少数意見の留保はございませんでした。

　　上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより陳情第12号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

　　陳情第12号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、陳情第12号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎意見書案第１０号の上程、採決

○議長（目時重雄君）　日程第23、意見書案第10号　介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を求める意見書提出についてを議題といたします。

　　お諮りいたします。

　　本意見書案は、さきの陳情第12号の採択によって国に意見書を提出しようとするものであります。

　　よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

　　これより意見書案第10号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　意見書案第10号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎意見書案第１１号の上程、採決

○議長（目時重雄君）　日程第24、意見書案第11号　西十和田トンネル建設促進に関する意見書提出についてを議題といたします。

　　お諮りいたします。

　　本意見書案は、趣旨に賛同する議員11名による議員提案であります。

　　議員各位におかれましては、趣旨を理解されたものと思いますので、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

　　これより意見書案第11号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　意見書案第11号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君）　起立多数であります。

　　よって、意見書案第11号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎報告第６号について

○議長（目時重雄君）　日程第25、報告第６号　議員派遣の件の報告についてを議題といたします。

　　この件につきましては、お手元に配付してありますとおり、議員を派遣したいので、これを報告いたします。

　　お諮りいたします。

　　議員派遣の件の報告についてのとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、議員派遣の件の報告については終結いたします。

────────────────────────────────────────────

◎閉会中の継続審査申出書について

○議長（目時重雄君）　日程第26、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

　　議会運営委員長から、小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

　　お諮りいたします。

　　委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることを決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君）　以上をもちまして、本定例会に予定されました案件は全部終了いたしました。

　　これをもって平成30年第７回小坂町議会定例会を閉会いたします。

　　ご協力ありがとうございました。

閉会　午前１１時１３分